

- 1 複数の企業が話し合って製品の価格を決めたり、販売する量を調整したりして競争を避ける行為を何という？
① トラスト ② カルテル ③ 持株会社 ④ コンツェルン ☐ ☐
- 2 商品の価格が変化したとき、それに応じて消費者が実際に買おうとする数量が増減することを何という？
① 需要量 ② 均衡価格 ③ 市場価格 ④ 供給量 ☐ ☐
- 3 市場における独占や不当な取引を監視し、競争を維持するためのルールである独占禁止法の運用を行う専門的な行政機関を何という？
① 警察庁 ② 公正取引委員会 ③ 消費者庁 ④ 金融庁 ☐ ☐
- 4 市場において、価格の動きによって需要量と供給量が調整され、資源が最適に配分される仕組みを何という？
① 価格の自動調節機能 ② 独占の弊害 ③ 価格の硬直性 ④ 市場の失敗 ☐ ☐
- 5 独占企業の存在や公共財の供給などにより、市場経済の機能が十分にはたらかない状態を何という？
① 競争の促進 ② 価格の自動調節機能 ③ 独占の禁止 ④ 市場の失敗 ☐ ☐
- 6 有力な企業が価格の先導役となり、他社がその価格に追随する現象を何という？
① カルテル ② 管理価格 ③ 価格の硬直性 ④ プライス・リーダーシップ ☐ ☐
- 7 寡占市場において、企業間で価格競争が起きにくく、一度決まった価格が下がりにくくなる現象を何という？
① 価格の硬直性 ② 非価格競争 ③ 価格維持政策 ④ プライス・リーダーシップ ☐ ☐
- 8 市場において、消費者が商品やサービスを欲しいと考え、購入しようとする意欲のことを何という？
① 価格 ② 需要 ③ 均衡 ④ 供給 ☐ ☐
- 9 商品の価格が上がったときに、生産者がより多く販売しようとする数量のことを何という？
① 需要量 ② 供給量 ③ 市場価格 ④ 均衡価格 ☐ ☐
- 10 製造物責任法において、消費者が製品の欠陥による被害を受けた際に、製造者の何がなくとも損害賠償を請求できるようにしたか？
① 因果関係 ② 欠陥 ③ 損害 ④ 過失 ☐ ☐
- 11 消費者トラブルの解決に向けた政策立案や相談支援など、消費者の権利を守るために設置された中央行政機関を何という？
① 警察庁 ② 公正取引委員会 ③ 金融庁 ④ 消費者庁 ☐ ☐
- 12 一社が市場を支配し、消費者に不利な価格設定を行う状態を何という？
① 独占 ② 独占的競争 ③ 寡占 ④ 複占 ☐ ☐
- 13 価格と、生産者が販売しようとする数量との関係をグラフ上に示した線を何という？
① 需要曲線 ② 供給曲線 ③ 価格曲線 ④ 市場曲線 ☐ ☐
- 14 クーリングオフ制度の対象となる、電話を使って消費者を勧誘し、契約を取り付ける販売形態を何という？
① 通信販売 ② 連鎖販売取引 ③ 訪問販売 ④ 電話勧誘販売 ☐ ☐
- 15 企業間の公正で自由な競争を守るために制定された法律を何という？
① 独占禁止法 ② 製造物責任法 ③ 不正競争防止法 ④ 消費者基本法 ☐ ☐



① 隠す

赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

② 言う

解説を読んで、用語を口に出す

③ 印を付ける

言えたら□にチェック

問	解説	▼ここで折る	答え	言えた
1	カルテル とは、本来ライバルである企業同士が直接話し合い、価格を高く保ったり、生産量に制限を設けたりする行為です。		2 カルテル	☐
2	需要量 は、特定の価格が提示されたときに、消費者が実際に買おうとする商品の量のことです。		1 需要量	☐
3	公正取引委員会 は、内閣府の外局として設置された行政機関です。		2 公正取引委員会	☐
4	価格の自動調節機能 とは、品不足のときは価格が上がり、売れ残りのときは価格が下がることで、自然と需要と供給がバランスする仕組みです。		1 価格の自動調節機能	☐
5	市場の失敗 とは、独占企業による価格操作や、公園や道路のような公共財が供給されないなど、市場メカニズムだけでは解決できない問題が生じる状態です。		4 市場の失敗	☐
6	プライス・リーダーシップ とは、市場で特に影響力の強い企業が価格を決定し、他の企業がその価格を基準に追随する現象です。		4 プライス・リーダーシップ	☐
7	価格の硬直性 とは、需要が変化しても価格が適正な水準まで下がらない状態を指します。		1 価格の硬直性	☐
8	需要 とは、ある特定の価格で、買い手が購入したいと考える商品の量のことです。		2 需要	☐
9	供給量 とは、ある価格において売り手が販売したいと考える商品の量のことです。		2 供給量	☐
10	製造物責任法（PL法）では、製品に欠陥があることさえ証明できれば、製造者のミス（ 過失 ）を立証しなくても損害賠償を請求できます。		4 過失	☐
11	消費者庁 は、消費者の安全や安心を確保するための政策を総合的に推進する機関です。		4 消費者庁	☐
12	独占 とは、一つの企業だけが市場を占め、支配する力を持つことをいいます。		1 独占	☐
13	供給曲線 は、縦軸に価格、横軸に供給量をとったグラフ上に描かれます。		2 供給曲線	☐
14	電話勧誘販売 は、特定商取引法という法律で厳しく規制されています。		4 電話勧誘販売	☐
15	独占禁止法 は、企業が不当に結託したり、独占的な地位を悪用して消費者に不利益を与えたりすることを禁止する法律です。		1 独占禁止法	☐

言えなかった用語ノート

- 1 市場において、買い手が買いたい量と売り手が売りたい量が一致したときに決まる価格を何という？
① 市場価格 ② 独占価格 ③ 均衡価格 ④ 管理価格 ☐ ☐
- 2 商品の価格が上がったときに、生産者がより多く販売しようとする数量のことを何という？
① 需要量 ② 供給量 ③ 市場価格 ④ 均衡価格 ☐ ☐
- 3 複数の企業が話し合って製品の価格を決めたり、販売する量を調整したりして競争を避ける行為を何という？
① トラスト ② カルテル ③ 持株会社 ④ コンツェルン ☐ ☐
- 4 企業間の公正で自由な競争を守るために制定された法律を何という？
① 独占禁止法 ② 製造物責任法 ③ 不正競争防止法 ④ 消費者基本法 ☐ ☐
- 5 消費者の利益を守り、その自立を支援することを目的として制定された法律を何という？
① 独占禁止法 ② 消費者基本法 ③ 割賦販売法 ④ 製造物責任法 ☐ ☐
- 6 市場において、価格の動きによって需要量と供給量が調整され、資源が最適に配分される仕組みを何という？
① 価格の自動調節機能 ② 独占の弊害 ③ 価格の硬直性 ④ 市場の失敗 ☐ ☐
- 7 価格と、生産者が販売しようとする数量との関係をグラフ上に示した線を何という？
① 需要曲線 ② 供給曲線 ③ 価格曲線 ④ 市場曲線 ☐ ☐
- 8 企業が協力して不当に価格をつり上げるなどの行為を何という？
① カルテル ② ダンピング ③ トラスト ④ コンツェルン ☐ ☐
- 9 独占禁止法に基づき、企業の合併やカルテルなどの動きを監視する行政機関を何という？
① 会計検査院 ② 消費者庁 ③ 人事院 ④ 公正取引委員会 ☐ ☐
- 10 訪問販売で契約した際、クーリングオフの手続きが認められている期間は何日間以内と決まっている？
① 20日間 ② 30日間 ③ 14日間 ④ 8日間 ☐ ☐
- 11 独占企業の存在や公共財の供給などにより、市場経済の機能が十分にはたらかない状態を何という？
① 競争の促進 ② 価格の自動調節機能 ③ 独占の禁止 ④ 市場の失敗 ☐ ☐
- 12 商品の価格が変化したとき、それに応じて消費者が実際に買おうとする数量が増減することを何という？
① 需要量 ② 均衡価格 ③ 市場価格 ④ 供給量 ☐ ☐
- 13 消費者トラブルの解決に向けた政策立案や相談支援など、消費者の権利を守るために設置された中央行政機関を何という？
① 警察庁 ② 公正取引委員会 ③ 金融庁 ④ 消費者庁 ☐ ☐
- 14 一社が市場を支配し、消費者に不利な価格設定を行う状態を何という？
① 独占 ② 独占的競争 ③ 寡占 ④ 複占 ☐ ☐
- 15 製造物責任法において、消費者が製品の欠陥による被害を受けた際に、製造者の何がなくとも損害賠償を請求できるようにしたか？
① 因果関係 ② 欠陥 ③ 損害 ④ 過失 ☐ ☐



① 隠す

赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

② 言う

解説を読んで、用語を口に出す

③ 印を付ける

言えたら□にチェック

問	解説	▼ここで折る	答え	言えた
1	均衡価格 とは、需要量と供給量がちょうど一致するポイントで決まる価格のことです。		3 均衡価格	☐
2	供給量 とは、ある価格において売り手が販売したいと考える商品の量のことです。		2 供給量	☐
3	カルテル とは、本来ライバルである企業同士が直接話し合い、価格を高く保ったり、生産量に制限を設けたりする行為です。		2 カルテル	☐
4	独占禁止法 は、企業が不当に結託したり、独占的な地位を悪用して消費者に不利益を与えたりすることを禁止する法律です。		1 独占禁止法	☐
5	消費者基本法 は、消費者の利益を守るための最も基本的なルールを定めた法律です。		2 消費者基本法	☐
6	価格の自動調節機能 とは、品不足のときは価格が上がり、売れ残りのときは価格が下がることで、自然と需要と供給がバランスする仕組みです。		1 価格の自動調節機能	☐
7	供給曲線 は、縦軸に価格、横軸に供給量をとったグラフ上に描かれます。		2 供給曲線	☐
8	カルテル とは、本来競合する企業同士が秘密裏に話し合い、価格のつり上げや販売地域の分担などを行う行為です。		1 カルテル	☐
9	公正取引委員会 は、独占禁止法の番人として、企業による談合やカルテル、不当な取引制限などを調査・処罰します。		4 公正取引委員会	☐
10	この 8日間 という期間は、消費者が契約内容を冷静に検討し、専門機関へ相談するために必要な最小限の時間を考慮して設定されています。		4 8日間	☐
11	市場の失敗 とは、独占企業による価格操作や、公園や道路のような公共財が供給されないなど、市場メカニズムだけでは解決できない問題が生じる状態です。		4 市場の失敗	☐
12	需要量 は、特定の価格が提示されたときに、消費者が実際に買おうとする商品の量のことです。		1 需要量	☐
13	消費者庁 は、消費者の安全や安心を確保するための政策を総合的に推進する機関です。		4 消費者庁	☐
14	独占 とは、一つの企業だけが市場を占め、支配する力を持つことをいいます。		1 独占	☐
15	製造物責任法（PL法）では、製品に欠陥があることさえ証明できれば、製造者のミス（ 過失 ）を立証しなくても損害賠償を請求できます。		4 過失	☐

言えなかった用語ノート

- | | |
|---|---|
| <p>1 商品の価格が上がったときに、生産者がより多く販売しようとする数量のことを何という？</p> <p>① 需要量 ② 供給量 ③ 市場価格 ④ 均衡価格</p> | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| <p>2 消費者トラブルの解決に向けた政策立案や相談支援など、消費者の権利を守るために設置された中央行政機関を何という？</p> <p>① 警察庁 ② 公正取引委員会 ③ 金融庁 ④ 消費者庁</p> | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| <p>3 訪問販売などで契約した後、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度を何という？</p> <p>① クーリングオフ ② 損害賠償 ③ 製造物責任 ④ 特定商取引</p> | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| <p>4 独占禁止法に基づき、企業の合併やカルテルなどの動きを監視する行政機関を何という？</p> <p>① 会計検査院 ② 消費者庁 ③ 人事院 ④ 公正取引委員会</p> | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| <p>5 企業が協力して不当に価格をつり上げるなどの行為を何という？</p> <p>① カルテル ② ダンピング ③ トラスト ④ コンツェルン</p> | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| <p>6 公正取引委員会が、市場の競争が弱まらないか審査する、企業どうしが一つにまとまる行為を何という？</p> <p>① 分割 ② 合併 ③ 買収 ④ 提携</p> | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| <p>7 消費者の利益を守り、その自立を支援することを目的として制定された法律を何という？</p> <p>① 独占禁止法 ② 消費者基本法 ③ 割賦販売法 ④ 製造物責任法</p> | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| <p>8 複数の企業が話し合って製品の価格を決めたり、販売する量を調整したりして競争を避ける行為を何という？</p> <p>① トラスト ② カルテル ③ 持株会社 ④ コンツェルン</p> | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| <p>9 訪問販売で契約した際、クーリングオフの手続きが認められている期間は何日間以内と決まっている？</p> <p>① 20日間 ② 30日間 ③ 14日間 ④ 8日間</p> | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| <p>10 独占企業の存在や公共財の供給などにより、市場経済の機能が十分にはたらかない状態を何という？</p> <p>① 競争の促進 ② 価格の自動調節機能 ③ 独占の禁止 ④ 市場の失敗</p> | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| <p>11 商品の価格が変化したとき、それに応じて消費者が実際に買おうとする数量が増減することを何という？</p> <p>① 需要量 ② 均衡価格 ③ 市場価格 ④ 供給量</p> | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| <p>12 市場における独占や不当な取引を監視し、競争を維持するためのルールである独占禁止法の運用を行う専門的な行政機関を何という？</p> <p>① 警察庁 ② 公正取引委員会 ③ 消費者庁 ④ 金融庁</p> | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| <p>13 市場において、価格の動きによって需要量と供給量が調整され、資源が最適に配分される仕組みを何という？</p> <p>① 価格の自動調節機能 ② 独占の弊害 ③ 価格の硬直性 ④ 市場の失敗</p> | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| <p>14 市場において、買い手が買いたい量と売り手が売りたい量が一致したときに決まる価格を何という？</p> <p>① 市場価格 ② 独占価格 ③ 均衡価格 ④ 管理価格</p> | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| <p>15 製造物責任法において、消費者が製品の欠陥による被害を受けた際に、製造者の何があなくても損害賠償を請求できるようにしたか？</p> <p>① 因果関係 ② 欠陥 ③ 損害 ④ 過失</p> | <input type="text"/> <input type="text"/> |



① 隠す

赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

② 言う

解説を読んで、用語を口に出す

③ 印を付ける

言えたら□にチェック

問	解説	▼ここで折る	答え	言えた
1	供給量 とは、ある価格において売り手が販売したいと考える商品の量のことです。		2 供給量	☐
2	消費者庁 は、消費者の安全や安心を確保するための政策を総合的に推進する機関です。		4 消費者庁	☐
3	クーリングオフ は「頭を冷やす」という意味があります。		1 クーリングオフ	☐
4	公正取引委員会 は、独占禁止法の番人として、企業による談合やカルテル、不当な取引制限などを調査・処罰します。		4 公正取引委員会	☐
5	カルテル とは、本来競合する企業同士が秘密裏に話し合い、価格のつり上げや販売地域の分担などを行う行為です。		1 カルテル	☐
6	合併 とは、複数の企業が一つに統合され、共同して事業を行うことです。		2 合併	☐
7	消費者基本法 は、消費者の利益を守るための最も基本的なルールを定めた法律です。		2 消費者基本法	☐
8	カルテル とは、本来ライバルである企業同士が直接話し合い、価格を高く保ったり、生産量に制限を設けたりする行為です。		2 カルテル	☐
9	この 8日間 という期間は、消費者が契約内容を冷静に検討し、専門機関へ相談するために必要な最小限の時間を考慮して設定されています。		4 8日間	☐
10	市場の失敗 とは、独占企業による価格操作や、公園や道路のような公共財が供給されないなど、市場メカニズムだけでは解決できない問題が生じる状態です。		4 市場の失敗	☐
11	需要量 は、特定の価格が提示されたときに、消費者が実際に買おうとする商品の量のことです。		1 需要量	☐
12	公正取引委員会 は、内閣府の外局として設置された行政機関です。		2 公正取引委員会	☐
13	価格の自動調節機能 とは、品不足のときは価格が上がり、売れ残りのときは価格が下がることで、自然と需要と供給がバランスする仕組みです。		1 価格の自動調節機能	☐
14	均衡価格 とは、需要量と供給量がちょうど一致するポイントで決まる価格のことです。		3 均衡価格	☐
15	製造物責任法（PL法）では、製品に欠陥があることさえ証明できれば、製造者のミス（ 過失 ）を立証しなくても損害賠償を請求できます。		4 過失	☐

言えなかった用語ノート

- 1 消費者の利益を守り、その自立を支援することを目的として制定された法律を何という？
 ① 独占禁止法 ② 消費者基本法 ③ 割賦販売法 ④ 製造物責任法
 ☐ ☐
- 2 市場における独占や不当な取引を監視し、競争を維持するためのルールである独占禁止法の運用を行う専門的な行政機関を何という？
 ① 警察庁 ② 公正取引委員会 ③ 消費者庁 ④ 金融庁
 ☐ ☐
- 3 独占企業の存在や公共財の供給などにより、市場経済の機能が十分にはたらかない状態を何という？
 ① 競争の促進 ② 価格の自動調節機能 ③ 独占の禁止 ④ 市場の失敗
 ☐ ☐
- 4 市場において、買い手が買いたい量と売り手が売りたい量が一致したときに決まる価格を何という？
 ① 市場価格 ② 独占価格 ③ 均衡価格 ④ 管理価格
 ☐ ☐
- 5 複数の企業が話し合って製品の価格を決めたり、販売する量を調整したりして競争を避ける行為を何という？
 ① トラスト ② カルテル ③ 持株会社 ④ コンツェルン
 ☐ ☐
- 6 訪問販売で契約した際、クーリングオフの手続きが認められている期間は何日間以内と決まっている？
 ① 20日間 ② 30日間 ③ 14日間 ④ 8日間
 ☐ ☐
- 7 有力な企業が価格の先導役となり、他社がその価格に追随する現象を何という？
 ① カルテル ② 管理価格 ③ 価格の硬直性 ④ プライス・リーダーシップ
 ☐ ☐
- 8 市場において、価格の動きによって需要量と供給量が調整され、資源が最適に配分される仕組みを何という？
 ① 価格の自動調節機能 ② 独占の弊害 ③ 価格の硬直性 ④ 市場の失敗
 ☐ ☐
- 9 企業間の公正で自由な競争を守るために制定された法律を何という？
 ① 独占禁止法 ② 製造物責任法 ③ 不正競争防止法 ④ 消費者基本法
 ☐ ☐
- 10 独占禁止法に基づき、企業の合併やカルテルなどの動きを監視する行政機関を何という？
 ① 会計検査院 ② 消費者庁 ③ 人事院 ④ 公正取引委員会
 ☐ ☐
- 11 寡占市場において、企業間で価格競争が起きにくく、一度決まった価格が下がりにくくなる現象を何という？
 ① 価格の硬直性 ② 非価格競争 ③ 価格維持政策 ④ プライス・リーダーシップ
 ☐ ☐
- 12 クーリングオフ制度の対象となる、電話を使って消費者を勧誘し、契約を取り付ける販売形態を何という？
 ① 通信販売 ② 連鎖販売取引 ③ 訪問販売 ④ 電話勧誘販売
 ☐ ☐
- 13 訪問販売などで契約した後、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度を何という？
 ① クーリングオフ ② 損害賠償 ③ 製造物責任 ④ 特定商取引
 ☐ ☐
- 14 製造物責任法において、消費者が製品の欠陥による被害を受けた際に、製造者の何がなくとも損害賠償を請求できるようにしたか？
 ① 因果関係 ② 欠陥 ③ 損害 ④ 過失
 ☐ ☐
- 15 企業が協力して不当に価格をつり上げるなどの行為を何という？
 ① カルテル ② ダンピング ③ トラスト ④ コンツェルン
 ☐ ☐



① 隠す

赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

② 言う

解説を読んで、用語を口に出す

③ 印を付ける

言えたら□にチェック

問	解説	▼ここで折る	答え	言えた
1	<u>消費者基本法</u> は、消費者の利益を守るための最も基本的なルールを定めた法律です。		2 <u>消費者基本法</u>	☐
2	<u>公正取引委員会</u> は、内閣府の外局として設置された行政機関です。		2 <u>公正取引委員会</u>	☐
3	<u>市場の失敗</u> とは、独占企業による価格操作や、公園や道路のような公共財が供給されないなど、市場メカニズムだけでは解決できない問題が生じる状態です。		4 <u>市場の失敗</u>	☐
4	<u>均衡価格</u> とは、需要量と供給量がちょうど一致するポイントで決まる価格のことです。		3 <u>均衡価格</u>	☐
5	<u>カルテル</u> とは、本来ライバルである企業同士が直接話し合い、価格を高く保ったり、生産量に制限を設けたりする行為です。		2 <u>カルテル</u>	☐
6	この <u>8日間</u> という期間は、消費者が契約内容を冷静に検討し、専門機関へ相談するために必要な最小限の時間を考慮して設定されています。		4 <u>8日間</u>	☐
7	<u>プライス・リーダーシップ</u> とは、市場で特に影響力の強い企業が価格を決定し、他の企業がその価格を基準に追随する現象です。		4 <u>プライス・リーダーシップ</u>	☐
8	<u>価格の自動調節機能</u> とは、品不足のときは価格が上がり、売れ残りのときは価格が下がることで、自然と需要と供給がバランスする仕組みです。		1 <u>価格の自動調節機能</u>	☐
9	<u>独占禁止法</u> は、企業が不当に結託したり、独占的な地位を悪用して消費者に不利益を与えたりすることを禁止する法律です。		1 <u>独占禁止法</u>	☐
10	<u>公正取引委員会</u> は、独占禁止法の番人として、企業による談合やカルテル、不当な取引制限などを調査・処罰します。		4 <u>公正取引委員会</u>	☐
11	<u>価格の硬直性</u> とは、需要が変化しても価格が適正な水準まで下がらない状態を指します。		1 <u>価格の硬直性</u>	☐
12	<u>電話勧誘販売</u> は、特定商取引法という法律で厳しく規制されています。		4 <u>電話勧誘販売</u>	☐
13	<u>クーリングオフ</u> は「頭を冷やす」という意味があります。		1 <u>クーリングオフ</u>	☐
14	製造物責任法（PL法）では、製品に欠陥があることさえ証明できれば、製造者のミス（ <u>過失</u> ）を立証しなくても損害賠償を請求できます。		4 <u>過失</u>	☐
15	<u>カルテル</u> とは、本来競合する企業同士が秘密裏に話し合い、価格のつり上げや販売地域の分担などを行う行為です。		1 <u>カルテル</u>	☐

言えなかった用語ノート

- | | | |
|----|--|---|
| 1 | 市場において、価格の動きによって需要量と供給量が調整され、資源が最適に配分される仕組みを何という？ | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| | ① 価格の自動調節機能 ② 独占の弊害 ③ 価格の硬直性 ④ 市場の失敗 | |
| 2 | 企業が協力して不当に価格をつり上げるなどの行為を何という？ | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| | ① カルテル ② ダumping ③ トラスト ④ コンツェルン | |
| 3 | 製造物責任法において、消費者が製品の欠陥による被害を受けた際に、製造者の何がなくとも損害賠償を請求できるようにしたか？ | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| | ① 因果関係 ② 欠陥 ③ 損害 ④ 過失 | |
| 4 | 市場において、消費者が商品やサービスを欲しいと考え、購入しようとする意欲のことを何という？ | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| | ① 価格 ② 均衡 ③ 需要 ④ 供給 | |
| 5 | 訪問販売などで契約した後、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度を何という？ | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| | ① クーリングオフ ② 損害賠償 ③ 製造物責任 ④ 特定商取引 | |
| 6 | 複数の企業が話し合って製品の価格を決めたり、販売する量を調整したりして競争を避ける行為を何という？ | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| | ① トラスト ② カルテル ③ 持株会社 ④ コンツェルン | |
| 7 | 商品の価格が変化したとき、それに応じて消費者が実際に買おうとする数量が増減することを何という？ | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| | ① 需要量 ② 均衡価格 ③ 市場価格 ④ 供給量 | |
| 8 | 一社が市場を支配し、消費者に不利な価格設定を行う状態を何という？ | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| | ① 独占 ② 独占的競争 ③ 寡占 ④ 複占 | |
| 9 | クーリングオフ制度の対象となる、電話を使って消費者を勧誘し、契約を取り付ける販売形態を何という？ | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| | ① 通信販売 ② 連鎖販売取引 ③ 訪問販売 ④ 電話勧誘販売 | |
| 10 | 有力な企業が価格の先導役となり、他社がその価格に追随する現象を何という？ | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| | ① カルテル ② 管理価格 ③ 価格の硬直性 ④ プライス・リーダーシップ | |
| 11 | 市場における独占や不当な取引を監視し、競争を維持するためのルールである独占禁止法の運用を行う専門的な行政機関を何という？ | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| | ① 警察庁 ② 公正取引委員会 ③ 消費者庁 ④ 金融庁 | |
| 12 | 寡占市場において、企業間で価格競争が起きにくく、一度決まった価格が下がりにくくなる現象を何という？ | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| | ① 価格の硬直性 ② 非価格競争 ③ 価格維持政策 ④ プライス・リーダーシップ | |
| 13 | 消費者の利益を守り、その自立を支援することを目的として制定された法律を何という？ | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| | ① 独占禁止法 ② 消費者基本法 ③ 割賦販売法 ④ 製造物責任法 | |
| 14 | 企業間の公正で自由な競争を守るために制定された法律を何という？ | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| | ① 独占禁止法 ② 製造物責任法 ③ 不正競争防止法 ④ 消費者基本法 | |
| 15 | 独占企業の存在や公共財の供給などにより、市場経済の機能が十分にはたらかない状態を何という？ | <input type="text"/> <input type="text"/> |
| | ① 競争の促進 ② 市場の失敗 ③ 独占の禁止 ④ 価格の自動調節機能 | |



① 隠す

赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

② 言う

解説を読んで、用語を口に出す

③ 印を付ける

言えたら□にチェック

問	解説	▼ここで折る	答え	言えた
1	価格の自動調節機能 とは、品不足のときは価格が上がり、売れ残りのときは価格が下がることで、自然と需要と供給がバランスする仕組みです。		1 価格の自動調節機能	☐
2	カルテル とは、本来競合する企業同士が秘密裏に話し合い、価格のつり上げや販売地域の分担などを行う行為です。		1 カルテル	☐
3	製造物責任法（PL法）では、製品に欠陥があることさえ証明できれば、製造者のミス（ 過失 ）を立証しなくても損害賠償を請求できます。		4 過失	☐
4	需要 とは、ある特定の価格で、買い手が購入したいと考える商品の量のことです。		3 需要	☐
5	クーリングオフ は「頭を冷やす」という意味があります。		1 クーリングオフ	☐
6	カルテル とは、本来ライバルである企業同士が直接話し合い、価格を高く保ったり、生産量に制限を設けたりする行為です。		2 カルテル	☐
7	需要量 は、特定の価格が提示されたときに、消費者が実際に買おうとする商品の量のことです。		1 需要量	☐
8	独占 とは、一つの企業だけが市場を占め、支配する力を持つことをいいます。		1 独占	☐
9	電話勧誘販売 は、特定商取引法という法律で厳しく規制されています。		4 電話勧誘販売	☐
10	プライス・リーダーシップ とは、市場で特に影響力の強い企業が価格を決定し、他の企業がその価格を基準に追随する現象です。		4 プライス・リーダーシップ	☐
11	公正取引委員会 は、内閣府の外局として設置された行政機関です。		2 公正取引委員会	☐
12	価格の硬直性 とは、需要が変化しても価格が適正な水準まで下がらない状態を指します。		1 価格の硬直性	☐
13	消費者基本法 は、消費者の利益を守るための最も基本的なルールを定めた法律です。		2 消費者基本法	☐
14	独占禁止法 は、企業が不当に結託したり、独占的な地位を悪用して消費者に不利益を与えたりすることを禁止する法律です。		1 独占禁止法	☐
15	市場の失敗 とは、独占企業による価格操作や、公園や道路のような公共財が供給されないなど、市場メカニズムだけでは解決できない問題が生じる状態です。		2 市場の失敗	☐

言えなかった用語ノート